

2 2 用 浄 修 - 1 1

大 寺 浄 水 場 薬 品 沈 で ん 池
汚 泥 掻 寄 機 1 ・ 2 号 修 繕 工 事

< 特 記 仕 様 書 >

令 和 4 年 度

か ず さ 水 道 広 域 連 合 企 業 団

第1章 総則

第1節 目的

本仕様書は、かずさ水道広域連合企業団（以下「当広域連合企業団」という。）の大寺浄水場薬品沈でん池に設置されている汚泥掻寄機に対して、経年劣化がみられることから修繕するものであり、その仕様を定めるものとする。

第2章 通則

第1節 適用範囲

本特記仕様書は、下記工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。

工事番号 22用浄修-11

工事名 大寺浄水場薬品沈でん池汚泥掻寄機1・2号修繕工事

工事場所 木更津市大寺346番地

第2節 工期

本工事の工期は、契約日の翌日から令和5年3月17日までとする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に雨天・休日等及び準備・後片づけ期間等を見込んでいる。

なお、休日等には、日曜日・祝日・年末年始休暇及び夏季休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいるものとする。

第3節 仕様書

本工事の施工に当たり適用する仕様書等の優先順位は、以下のとおりとする。

- 1 本特記仕様書（設計図面等含む。）
- 2 かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書（以下「水道工事標準仕様書」という。）
- 3 千葉県土木工事共通仕様書
- 4 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編及び電気設備工事編）

なお、当広域連合企業団水道工事標準仕様書及び本特記仕様書に定めのない事項については、当広域連合企業団監督職員以下（「監督職員」という。）に確認のうえ施工すること。

第4節 現場代理人及び主任技術者等

受注者は、本工事を安全・確実に施工できる現場代理人と施工に必要な技術を修得している主任技術者及び作業従事者を選任し、監督職員と工程及び作業内容について十分に打合せを行い、事故防止に万全を期すと共に工事現場の取締り及び工事に関す

る一切の事項を処理すること。また、浄水場施設の運転にも支障のないように施工すること。

第5節 一般事項

1 施工計画書

受注者は、作業に先だち監督職員と設備の機能停止や停電等を踏まえた工程及び作業内容について十分な打合せを行い、これに基づいて作成した施工計画書を提出したのち作業を実施するものとする。

2 承諾図書

受注者は、設計図書に従い、必要に応じ現地調査等を行ったうえで、機器・材料製作図及び現場施工図等を作成し、監督職員の承諾を得てから、製作・施工に着手すること。

3 就業時間

就業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとし、夜間及び土曜日、日曜日、祝日の作業は行わないものとする。やむを得ず就業時間外に作業をする場合は、事前に監督職員に申し出て承諾を得ること。

4 衛生管理

受注者は、水道施設での施工にあたっては、水道法(昭和32年法律第177号)その他関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意すること。
水道法第21条及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第16条に基づいて、次のとおり工事従事者の検便を実施し、その結果を細菌検査成績通知書として監督職員に提出する。

(1) 対象者

稼働中の浄水場及び送水、給水関連施設を作業場所とする従事者及び監督職員が指定するもの。

(2) 検査機関

検便検査の資格を有する検査機関

(3) 実施時期

現場作業を実施する直前に第1回目を行い、その後は6ヶ月(現場作業が6ヶ月を超える場合)毎に行う。

伝染病の発生又は発生のおそれのある場合など、必要に応じて臨時に行う。

(4) 細菌検査成績通知

検査機関の発行した正本

5 監督職員立会等

本工事にて行う電気処置及び試運転等は、原則として監督職員の立会いのもとに行うものとする。

なお、本特記仕様書に明示されていない事項で点検上当然必要なものは、受注者の負担により点検するものとする。

6 工事中の異常について

本工事中、新たに部品交換が必要と思われる箇所が発見された場合や、機械等に異常や故障箇所が発見された場合は、速やかに監督職員に連絡し、内容説明をして指示を仰ぐものとする。また、軽微な故障や塗装の剥離については、受注者の負担により補修するものとする。

7 当広域連合企業団施設への損害及び復旧

工事の施工に伴い当広域連合企業団の施設及び工作物に損害を与えた場合は、監督職員に連絡のうえ、受注者の負担により速やかに復旧すること。

8 当広域連合企業団施設の利用及び衛生

本工事に必要な用水は、当広域連合企業団の施設に支障の無い範囲で許可を得て使用できるものとする。ただし、当広域連合企業団施設の容量等制限を超えるものについては、受注者の負担とする。また、受注者は、特に当広域連合企業団施設での衛生に注意すること。

9 工事車両

受注者は、本工事の施工に当たり、不法・違法無線局（パーソナル・アマチュア無線）を設置した工事車両（トラック・ダンプカー等）を工事現場に立ち入らせないこと。

10 使用材料

使用材料は、全て関連規格に合格したものを使用すること。

11 協議

受注者は、特記仕様書及び契約書等に疑義が生じた場合は、直ちに監督職員と協議すること。

12 創意工夫等

受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

第6節 提出書類等

受注者は、工事契約約款、水道工事標準仕様書及び建設工事適正化指導要綱に定められている提出書類を指定の期日までに、必要部数提出すること。

なお、修繕報告書及び工事写真の提出については、次のとおりとする。

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1 修繕報告書 | 工事完成後直ちに | 1部（紙面） |
| 2 修繕報告書 | 工事完成後直ちに | 1部（電子媒体） |

※電子媒体とは、上記1をスキャンしたものとする。

- | | | |
|---------------|----------|----|
| 3 工事記録写真（カラー） | 工事完成後直ちに | 1部 |
|---------------|----------|----|

※提出にあたっては、プリントアウト写真と電子媒体を提出すること。

第3章 工 事

第1節 工事概要

第1節 工事概要

本工事は、大寺浄水場薬品沈でん池に設置されている汚泥掻寄機1号及び2号において、走行車輪等が経年劣化していることから、部品の交換及び機器点検を下記のとおり行うものである。

記

- 1 汚泥掻寄機1号修繕及び機器点検 ……1式
(走行台車及び掻寄板の摺動部品交換)
- 2 汚泥掻寄機2号修繕及び機器点検 ……1式
(走行台車及び掻寄板の摺動部品交換)

第2節 機器仕様

工事の対象となる機器仕様を表1へ示すものとする。

表1 汚泥掻寄機仕様

項 目	仕 様
型式	ミーダ型汚泥掻寄機
レールスパン／走行距離	25.35(m)／49.27(m)
走行・掻寄速度	0.1～1.0(m/分)(可変)
掻寄板巻上速度	平均2.0(m/分)(掻寄板先端速度)
掻寄板巻上用減速機	横型両軸サイクロ減速機 制動装置付 かご型誘導電動機 3.7kW×4P×400V×7.3A
走行・掻寄用減速機	横型両軸サイクロ減速機 制動装置付 V S モーター：2.2kW×4P×400V×4.45A
集電装置	屋外型集電方式バネ式ケーブルリール CSJ-54WR-M-0 洲崎鑄工(株)製
走行レール	J I S 30(kg/m)普通レール
給油方式	手動式グリス集中給油式
電源	動力用：三相 AC400(V) 制御用：AC100(V) 50(Hz)
製造年月／製造番号	1号：SK3063 1979年10月 2号：SK3064 1979年10月
製造業者・納入業者	三機工業(株)

第3節 工事内容

本工事は、汚泥掻寄機1号及び2号の走行車輪等が経年の使用により摩耗していることから、部品交換を行うものである。

また、汚泥掻寄機 1 号及び 2 号の機器点検等を併せて行うものであり、その内容を次に示すものとする。

1 作業について

- (1) 当該装置の点検・整備前に、各種データの測定・記録並びに運転状況の異常の有無を確認し、その後、作業に着手すること。
- (2) 本工事は、運用中の薬品沈でん池上での作業であるため、部品等の落下には十分注意し作業を行うと共に、必要に応じて養生・対策を講じ、安全には十分留意すること。

また、水道用水を処理する設備であることから油脂類が薬品沈でん池へ流れ出ぬよう注意して養生のうえ、作業を行うこと。

2 汚泥掻寄機 1 号及び 2 号部品交換

汚泥掻寄機 1 号及び 2 号について、交換する部品を表 2 へ示すものとする。

表 2 汚泥掻寄機 1 号及び 2 号交換部品

No.	部 品 名	材 質・規 格・寸 法	1 台分	合計数量
1	駆動車輪	SCMn2B 鋳鋼入	2 個	4 個
4	センダン輪	S45C	1 2 個	2 4 個
5	センダン輪用ボルト・ナット	M16×110L ロックナット付、SUS304	1 2 個	2 4 個
6	従動車輪	SCMn2B 鋳鋼入	2 個	4 個
7	車輪軸	S45C	4 個	8 個
12	自動調心コロ軸受	#21318	8 個	1 6 個
13	オイルシール	NBR SB-11014014	8 個	1 6 個
14	デスタンススリーブ	SUS304	8 個	1 6 個
15	コロガリ軸受用ナット	SUS304 AN18	8 個	1 6 個
16	コロガリ軸受用座金	SUS304 AW18	8 個	1 6 個
3	ゴム板 A-1	CR 布 2P 入り L5800×W120×t10	2 枚	4 枚
3	ゴム板 B-1	CR 布 2P 入り L5880×W120×t10	1 枚	2 枚
3	ゴム板 B-1-1	CR 布 2P 入り L5830×W120×t10	1 枚	2 枚
6	ゴムローラ	CR 布 2P 入り φ200×φ35 FC250 オイルシール VAJ 型	8 個	1 6 個
7	ローラピン	SUS304 φ35×L186	8 個	1 6 個
8	キー板	SUS304 M10 ボルト・廻止含む	8 組	1 6 組
5	ゴム板取付材	SUS304 M12 ボルト・ナット・座金	8 2 組	1 6 4 組

3 汚泥掻寄機 1 号及び 2 号グリス管修繕

現状、集中グリス給脂装置より、各軸受に給脂されているが、経年劣化による詰まりや漏れ等が見られ適正な給脂ができないことから、本修繕工事で交換する駆動車輪軸受、従動車輪軸受については、個別給脂とし、残る箇所は従前とおりの給脂方法とする。

4 汚泥掻寄機 1 号及び 2 号機器点検

当該機器について、表 3 に示す点検を行い、機器の詳細状況を把握できるよう、各装置の主要部材の寸法や摩耗量等の測定、運転状態の確認を行うと共に、推奨する整備内容について可能な範囲内で報告を行うこと。

なお、点検に当たり、運転に影響を及ぼす異状を確認した場合は、可能な限り受注者にて仮復旧を行うこと。

表 3 汚泥掻寄機 1 号及び 2 号機器点検内容

対象機器・部品等	内 容
掻寄板巻上用ロープシーブ	摩耗、がたつき
掻寄板巻上用ワイヤーロープ	素線切れ等の有無
脱線防止検出装置	円滑な動作
制御用リミットスイッチ	円滑な動作
掻寄板固定フック	固着の有無
走行レール	摩耗、うねり等
走行レール押え板	ずれの有無
現場操作盤内継電器等	異音・異臭・過熱の有無、盤内環境
減速機	動作状況、異音、過熱・オイル漏れの有無
集電装置	内部環境、浸水の有無

5 建設機械の使用について

本工事に係る作業については、必要に応じて建設機械(トラックレン等)を用いることができるものとするが、設置場所、作業範囲及び方法等については監督職員と十分に打ち合わせを行うこと。

6 試運転

作業完了後、工事用機材の撤収を確認し、運転可能な状態に整え、監督職員立会のもと、汚泥掻寄機 1 号及び 2 号について試運転を行うものである。

各種データの測定・記録並びに運転状況の異常の有無を確認し、監督職員の承諾を得ることとする。

7 発生材

本工事において、材料交換により発生した建設副産物は、監督職員の指示によるもののほか、再生資源の利用促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱等の関係法令等に従い「建設副産物に関する特記仕様書」により、適正に処理し、監督職員に報告すること。

様式 1

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 渡辺 芳邦 様

住所

氏名

工事における創意工夫等の実施状況について

下記工事における創意工夫等の実施状況については、別紙のとおり提出いたします。

記

1 工事番号

2 工 事 名

3 工事場所

4 請負金額

5 工 期

年 月 日から

年 月 日

様式2-1(土木工事等)

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名			受注者名	
項 目	評価内容	備 考		
<input type="checkbox"/> 創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	<input type="checkbox"/> 施 工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・ コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・ 施工方法の工夫、施工環境の改善 ・ 仮設備計画の工夫 ・ 施工管理の工夫 ・ I C T（情報通信技術）の活用等 		
	<input type="checkbox"/> 品 質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・ コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・ 鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・ 配筋、溶接作業等の工夫等 		
	<input type="checkbox"/> 安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・ 仮設備の工夫 ・ 作業環境の改善 ・ 交通事故防止の工夫 ・ 環境保全の工夫等 		
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境への配慮 ・ 現場環境の周辺地域との調和 ・ 地域住民とのコミュニケーション ・ 災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力等 		

- 1 該当する評価内容の項目の□にレ点マークを記入する。
- 2 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を別紙説明資料に整理する。

様式3

創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名			／
項 目		評 価 内 容	
提案内容			
(説 明)			
(添 付 図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

建設副産物に関する特記仕様書

本工事で発生する建設副産物処理については次のとおりとする。

(1) 責任者

工事現場における建設副産物についての取り扱いにあたっては、受注者が責任者を定め適法な方法で対応すること。

(2) 提出書類等

ア 「千葉県建設リサイクル推進計画2020」及び「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を入力システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。

イ 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。

ウ 建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

エ 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提出し確認を受けること。

オ 建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの(受渡確認票等)を提出すること。

(3) 一時保管

建設廃棄物を一時保管した後一括処分する場合は、監督職員の指示を受け適正に処理すること。

(4) 写真撮影

建設副産物の処理にあたっては、次の写真を撮影し提出すること。

ア 廃材積込時

発生(保管)現場と運搬車両(ナンバープレートを入れること)。

イ 中間処理場又は処分場到着時

施設(業者名を含む許可票を入れること)と運搬車両(ナンバープレートを入れること)。

ウ 中間処理場又は処分場状況